

所得税改正 & コロナ禍 ー 来年の確定申告のポイントは？

●富裕層はコロナ禍でも増税へ！



◆年収850万円超のサラリーマンは増税

給与年収850万円超で給与所得控除額（経費相当額）が195万円を頭打ちとなり、昨年より税負担が増えることに…。

◆公的年金控除も一律10万円引下げに

年金以外の所得が1,000万円なら控除額は10万円、1,000万円超2,000万円以下が20万円、2,000万円超で30万円引き下げられます。

◆基礎控除は増額も高所得ではゼロ！

昨年まで一律38万円だった基礎控除は、10万円増額されて48万円となりましたが、所得2,400万円超の高所得者層については減額（下記）され、2,500万円超ではゼロと実質増税へ。

合計所得金額	基礎控除	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	
2,500万円超	0万円	

●コロナで受けた損失の取扱い

◆青色申告と白色申告の違い

個人事業主がコロナで受けた損失は、青色申告か白色申告かで取り扱いが異なります。

「今年の収入ー経費」がマイナス（赤字）の場合、青色申告なら3年間の繰り越し（または前年所得と相殺して所得税の還付申告）ができますが、白色申告では「災害損失」だけを繰り越せます。

	青色申告	白色申告	
	(内容は問わない)	災害損失	左記以外
繰越控除	3年間赤字を繰り越し	3年間赤字を繰り越し	× (対象外)
繰戻還付	前年の黒字と相殺して還付	× (対象外)	

◆災害損失として繰り越せる損失

- ・飲食業者等の食材の廃棄損
- ・感染者発生に伴って廃棄処分した器具備品等の除却損
- ・施設や備品などの消毒費用
- ・感染防止のためのマスク、消毒液、空気洗浄機等の購入費用
- ・イベント中止で廃棄した商品等の廃棄損



◆災害損失として繰り越せない損失

- ・加計による売上減少
- ・休業期間中の人件費
- ・イベント中止のキャンセル料、会場借上料、備品以外料



●PCR検査費は“医療費になる”？



◆医療費となるコロナ検査費用は？

新型コロナの検査費用は、医師の判断で受ければ医療費ですが、自分の判断で受けたら医療費控除の対象となりません。ただし、陽性と判明した場合は、医療費に加えてもOK。人間ドックの結果病気が発見されたときに費用が医療費となるのと同様です。

検査別医療費控除の可否一覧

検査名	医師の判断		自己判断	
	陽性	陰性	陽性	陰性
PCR検査	○	○	○	×
抗原検査	○	○	○	×
抗体検査	○	○	○	×

◆マスクや消毒費用は？



医療費は、“医師の診療、治療のための費用”に限定されるため、予防費用は対象外。マスクや消毒液、近い将来登場するワクチン接種も、残念ながら医療費控除の対象にはなりません。

陽性と判明した後の自宅の消毒費用も医療費控除の対象外。ただし、自宅で開業している個人事業主の場合、事業割合に応じて、一部は事業経費に計上できます。

●コロナ支援金にも税金がかかる！？



コロナ関連の補助金や助成金で収入減をカバーした方も多いはずですが、給付内容によっては確定申告が必要な場合があるのでご注意を！

新型コロナウイルス関連の助成金等の課税関係

No	所得区分	種類	内容
1	事業所得	収入減や賃金などの補てん	持続化給付金、雇用調整助成金、家賃支援給付金、感染拡大防止協力金 など
2	一時所得	GO TO キャンペーンの給付金等	他の一時所得と合算して50万円超の場合は課税対象
3	雑所得	1.2以外の助成金	給与所得以外が20万円超は課税
4	非課税となるもの	法律で非課税と定めるもの	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金 特別定額給付金 子育て世帯の臨時特別給付金
		学資の補助	学生支援緊急給付金
		心身、資産への損害見舞金	低所得者のひとり親への給付金 感染症対応従事者への慰労金
		心身、資産への損害見舞金としての給付	テレビモニター利用の割引券等